

# 山梨県立上野原高等学校同窓会会則

第1条 本会は山梨県立上野原高等学校同窓会と称し、事務局を上野原高等学校内に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦を深め、母校の事業を賛助するとともに、文化の発展に貢献することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と啓発に寄与する各種行事の開催
- (2) 母校の教育活動への支援
- (3) ホームページの管理・運営
- (4) 講演会・講習会・演奏会等の開催並びに後援
- (5) 母校生徒および卒業生の表彰
- (6) その他必要と認めた事業

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 山梨県立上野原高等学校卒業者
- (2) 特別会員 母校現職員
- (3) 名誉会員 母校旧職員及び母校または本会に特別の功労があった者で、役員会で承認された者

第5条 本会の役員及びその選出方法は次のとおりとする。

- (1) 名誉会長 母校現校長
- (2) 顧問 同窓会長経験者
- (3) 参与 同窓副会长経験者
- (3) 会長 役員会で推薦し、総会の承認を得る。
- (4) 副会長 若干名 役員会で推薦し、総会の承認を得る。
- (5) 理事 各年次より1名を会長が指名し、総会の承認を得る。
- (6) 評議員 若干名 各卒業年度の各クラスより1名を互選する。

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはそのうちの1名がこれを代行する。
- (3) 理事は会務の処理と執行にあたる。
- (4) 会長は会計を監査し、総会に報告する。
- (5) 評議員は会長の諮問に応じ必要事項を協議する。

第7条 前条に規定する役員の任期は次のとおりとする

- (1) 会長の任期は2年とする。
- (2) 会長と同期の副会長は、原則として会長の任期終了とともに退任する。
- (3) 評議員は各クラスで互選される都度解任または選任されたものとする。
- (4) その他の役員はすべて2年とする。但し再任を妨げない。

## 2 役員の任期開始日と改選

- (1) 役員の任期は改選年の役員会の日から次の改選年の役員会の日までとする。
- (2) 改選年は西暦2023年を基準年とし、以後2年毎の年を改選年とする。
- (3) 改選年の3月1日までに現会長の責任において新役員の名簿案を事務局に提出する。

第8条 総会は本会の最高議決機関であり、原則として毎年1回開催し、会務の報告その他必要事項を協議決定する。(総会が開催されない場合は、役員会をもってこれにあてる。)

## 2 会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第9条 総会の議決は正会員のみにより行い、出席会員の過半数をもって決する。

第10条 役員会は会長、副会長及び理事をもって構成する。但し、会長は諮問を必要とする事項があるときは顧問、参与、又は評議員を招集して拡大役員会を開くことができる。

第11条 役員会は総会に次ぐ議決機関であり、毎年1回開催し、緊急の場合には役員会の議決によって会務を執行できる。

第12条 本会の経費は正会員の会費及び寄付をもってあてる。

2 前項の規定にかかわらず、総会の承認を得て臨時会費を徴収することができる。

第13条 会費は30,000円とし、卒業時に納入するものとする。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の同意がなければ変更することができない。

第16条 本会会員は住所、氏名又は勤務先等の変更があったときは、すみやかに本会事務局に連絡するものとする。

## 附則

本会則は、昭和57年3月1日より施行する。

平成12年4月1日一部改正(第13条)

令和5年5月27日一部改正

令和6年5月25日全面改正